

株式会社ファミリーマートとの「非常災害時における食料等生活物資の調達に関する協定」の概要

1. 食料等生活物資の調達

非常災害時において、関西電力はファミリーマートに要請し、事業活動を継続するために必要な食料など生活物資の支援を受けることができる。

2. 停電情報等の提供

上記1を円滑に実施するため、非常災害時において、関西電力はファミリーマートの要請に基づき、被災地域の停電情報および復旧情報を提供する。

3. 意見交換

上記1、2を円滑に実施するため、原則年1回以上、意見交換および情報交換等により、平時においても情報共有を行う。